

## 昭和二十六年通商産業省令第二号

## 鉱業法施行規則

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定に基き、および同法を実施するため、鉱業法施行規則を次のように制定する。

## 目次

## 第一章 通則（第一条—第三条の二）

## 第二章 鉱業権の設定又は変更の出願等の手続

## 第一节 節出願による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第四条—第二十一条）

## 第二节 特定開発者の選定による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続（第二十二条—第二十二条の八）

## 第三节 租鉱権の設定または変更の申請等の手続（第四条）

## 第四章 鉱業の実施（第二十六条の二—第四十条）

## 第五章 鉱物の探査の許可等の手続（第四十一条—第四十四条の十四）

## 第六章 決定の申請及び意見の聴取の手続（第四十五条—第五十六条）

## 第七章 補則（第五十七条—第六十一条）

## 附則（第六十二条）

## （書面等の作成）

## 第一章 通則

第一条 鉱業に関する出願、申請、届出および登録免許税の納付の書面ならびに図面は、一件ごとに作成しなければならない。（書面等の提出の日）

## 第二条 前条の書面又は図面を郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）として提出した場合は、引受時刻証明の取扱いとしたときを除く外、通信日付印の表示の日に提出したものとみなす。通信日付印の表示がない場合又は不分明な場合において、書面又は図面を提出した者が郵便物又は信書便物の受領証によつて提出の日を証明したときはも同様とする。（出願番号等）

第二条の二 経済産業大臣又は経済産業局長は、鉱業権の設定若しくは変更の願書若しくは申請書又は租鉱権の設定若しくは変更の申請書を受理したときは、様式第一による出願番号又は申

請番号を当該願書又は申請書に付し、これを当該出願人又は申請人に通知しなければならない。

（設定の出願の方法）

第十二条の三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第二十一条第二項の経済産業省令で定める方法は、引受時刻証明の取扱いとした第一種郵便物、信書便物のうち引受け及び配達の記録がなされたもの又は電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と同条第一項の規定による出願をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用するものであつて法第二十七条第一項の願書を発した日時を記録する機能を備えたものとする。

（公示の方法）

第三条 法第一百四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して（鉱区等の表示の方法）

（公示の方法）

第三条 法第一百四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業省又は絏済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して（鉱区等の表示の方法）

（公示の方法）

第三条 法第一百四十一条の規定による処分の要旨の公示は、絏済産業省又は絏済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用して（鉱区等の表示の方法）

（公示の方法）

六 前条の平面直角座標系による出願の区域の頂点の座標値

七 出願の区域の境界線

八 出願の区域及びその付近における地形

九 前項の願書には、二人以上共同して出願しようとするとときは、共同鉱業出願人の全員が記名又は署名しなければならない。

一〇 第二項の願書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、二通以上の願書を同時に同一経済産業局長に提出しようとするとときは、第一号、第六号及び第七号に規定する書類は、一通をもつて足りる。

一一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は日本国民若しくは日本国法人であることを証明する書類

一二 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は日本国民若しくは日本国法人であることを証明する書類

一三 事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認すべき書類

一四 出願人が法人である場合にあつては、直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、定款並びに役員の履歴書

一五 主たる技術者の履歴書

一六 鉱物の掘採に係る体制を記載した書面

一七 法第二十九条第一項第三号イからハまでの租鉱区の形状を示す多角形の頂点となる地点（以下「租鉱区の頂点」という。）および租鉱区の形状を示す多角形の頂点となる地点（以下「租鉱区の頂点」という。）の位置は、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）に基づく平面直角座標系（平成十四年一月国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による座標値で表示するものとする。

一八 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

一九 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二〇 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二一 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二二 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二三 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二四 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二五 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二六 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二七 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二八 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

二九 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三〇 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三一 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三二 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三三 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三四 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三五 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三六 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三七 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三八 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

三九 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四〇 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四一 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四二 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四三 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四四 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 六 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 七 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 八 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 九 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一〇 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一一 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一二 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一三 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一四 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一五 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一六 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一七 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一八 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 一九 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 二〇 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 二一 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 二二 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 二三 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 二四 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

四五 二五 前項の願書には、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）による座標値で表示するものとする。

「納税証明書等」と総称する。）を添えて提出しなければならない。

二 前項の規定により納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

三 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

四 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

五 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

六 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

七 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

八 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

九 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

一〇 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

一一 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

一二 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

一三 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

一四 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

一五 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限が経過したときは、その鉱区税に係る納税証明書等を経済産業局長に提出しなければならない。

一六 同じく試掘鉱区に係る納税証明書等を提出した後、採掘出願の許可又はその他の処分に係る通知を受ける前にいて、更に当該試掘鉱区に係る鉱区税の納期限

2 法第三十六条第二項の規定により鉱業出願人の承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しようとするときは、当該承継人は、様式第六による願書に、その原因たる事実を証する書面を添えて提出しなければならない。

3 他の一般承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、当該承継人は、様式第六の一による届書に、その原因たる事実を証する書面を添えて提出しなければならない。

4 第四条第二項から第四項までの規定は第一項又は第二項の願書に、第四条の二の規定は鉱業出願人の地位の承継に係る鉱業出願に準用する。

5 第三項の規定による届出をする場合には、同一の経済産業局の管轄に属する二以上の出願については、同一の届書で届出をすることができる。

6 第一条 一般試掘権者がその試掘鉱区において採掘出願をした後、採掘出願人の名義を変更しようとすることは、前条第一項又は第二項の願書に、試掘権の移転を証する書面を添えなければならない。

7 第二条 一般試掘権者がその試掘鉱区において採掘出願をした後、試掘権を移転した場合は、第八条第一項の規定による鉱業出願人の地位の承継に係る鉱業出願をしなければならない。  
(鉱業出願人の氏名等の変更)

8 第十一条 鉱業出願人は、氏名もしくは名称または住所を変更したときは、その事実を証する書面を添えて、遲滞なくその旨を経済産業局長に届け出なければならない。法人である鉱業出願人がその代表者を変更したときも、同様とす。

9 第十二条 二通以上の前項の届書を同時に同一の経済産業局長に提出しようとするときは、同項の書面は、一通をもつて足りる。

10 第八条第五項の規定は、第一項の届出に準用する。

11 第一项の規定にかわらず、経済産業局長が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により都道府県知事から鉱業出願人の住所の変更の事実を証する本人確認情報の提供を受けるときは、第一項の届書には、当該事実を証する書面を添付することを要しない。

12 第十二条 法第四十四条第一項の規定により鉱区の増減の出願をしようとする者は、様式第七に

よる願書に、第四条第一項各号に掲げる事項のほか、鉱区と増減しようとする土地の区域との関係を明示した区域図四葉を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

2 抵当権が設定されている一般採掘権について採掘鉱区の減少の出願をしようとするときは、願書に抵当権者の承諾書を添えて提出しなければならない。

3 一般採掘権者は、租鉱区について鉱区の減少の出願をしようとするときは、願書に租鉱権者の承諾書を添えて提出しなければならない。

4 前項の場合においては、第一項の区域図には、鉱区と租鉱区との関係を明示しなければならない。

5 第四条第二項及び第三項（第一号及び第七号を除く。）の規定は第一項の願書に、第四条の二及び第四条の三の規定は採掘鉱区の増加又は減少の出願に準用する。

**第十二条の二** 法第八十九条第一項又は第二項の規定による協議に基づく鉱区相互の間の鉱区の増減の出願をしようとする者は、前条第一項の規定にかわらず、様式第八による願書に、第四条第一項各号に掲げる事項を明示した区域図三葉及び鉱区相互の間の鉱区の増減をすべき区域の関係を明示した図面並びに同条第三項第一号及び第七号を除く。に規定する書類を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

（掘進増区の出願）

**第十三条** 法第四十六条第一項の規定により鉱区の増加の出願をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、様式第九による願書に、第四条第一項各号に掲げる事項を明示した区域図三葉、隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾書又はこれに代わるべき書面及び同条第三項（第一号及び第七号を除く。）に規定する書類を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の区域図には、平面図および断面図に分けて隣接鉱区との関係を明示した鉱床図および各号に掲げる事項を明示した区域図三葉及びその説明書を添えなければならない。

（分割又は合併の出願）

**第十四条** 法第五十条第一項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をしようとする者は、様式第十又は第十一による願書に、第四条第一項各号に掲げる事項を明示した区域図三葉及び書類を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

法第五十条第二項の規定により採掘鉱区の公割および合併の願書に添える区域図は、分割後の区域ごとに作成しなければならない。

前二項の場合において、抵当権が設定されている一般採掘権について採掘鉱区の分割、合併又は分割及び合併の出願をしようとする者は、様式第十二による願書を前項の規定に準じて提出しなければならない。

前二項の場合において、抵当権が設定された一般採掘権者、租鉱区について鉱区の分割ときは、第一項の関係図又は第二項の規定により第一項の規定に準じて提出しなければならないものとされた関係図には、鉱区と租鉱区との関係を明示しなければならない。

第四条第二項の規定は第一項または第二項の願書に、第十二条第三項の規定は前項の出願に準用する。  
(鉱業権の移転の申請)

**第十四条の一** 法第五十五条の二第一項の規定により鉱業権(法第二十一条第一項の規定により設定されたものに限る。次条において同じ。)の移転を受けようとする者は、様式第十二の二による申請書を経済産業局長に提出しなければならない。

第四条第二項から第四項までの規定は、前項の申請書に準用する。  
(鉱業権の相続その他の一般承継の届出)

**第十四条の三** 法第五十五条の三第一項の規定により相続その他の一般承継により鉱業権を取得した者は、取得後三月以内に様式第十二の二による届書に、その原因たる事実を証する書面を添えて経済産業局長に提出しなければならない。

第四条第二項から第四項までの規定は、前項の届書に準用する。  
(鉱業権を譲渡するための期間)

**第十四条の四** 法第五十五条の三第一項の経済産業省令で定める期間は、経済産業大臣又は経済産業局長からの通知が到達してから六月とすらなければならない。

(競願のくじ)







三 当該鉱区又は租鉱区について現に存する供託金額（供託物が振替国債以外の国債であるときは、その種類、記号、番号、枚数、券面額及び供託価格、供託物が振替国債であるときは、その銘柄及び金額）

四 取り戻そうとする金額（供託物が振替国債以外の国債であるときは、その種類、記号、番号、枚数、券面額及び供託価格、供託物が振替国債であるときは、その銘柄及び金額）

五 取り戻そうとする理由

**第四十四条** 法第百九条の規定により供託した金銭または国債を取り戻そうとする者は、供託規則の手続による外、前条の承認を受けたことを証する書面を供託所に提出しなければならない。

**第四章の二 鉱物の探査の許可等の手続**  
(法第百条の二第一項の経済産業省令で定める方法等)

**第四十四条の二** 法第百条の二第二項に規定する地震探鉱法については、人工的に振動を起こすことでの地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいう。

2 法第百条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法のうち一定の区域を継続して使用するものであつて、排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項の規定による排他的經濟水域若しくは同法第二条の規定による大陸棚に係る海域又は領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の規定による領海若しくは内水（内水面を除く）において行うものとする。

一 電磁法（電磁波を海底面近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）

二 集中的サンプリング探査法（底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法をいう。）

(申請書の様式等)

**第四十四条の三** 法第百条の二第二項の規定により探査の許可を受けようとする者は、様式第三十五による申請書に、様式第三十六により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面三葉を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 申請の区域の面積

四 申請の区域の頂点及び右回りに付したその  
五 第三条の二の平面直角座標系による申請の  
区域の頂点の座標値

六 申請の区域の境界線

七 申請の区域及びその付近における地形  
二号印からハまでのいずれにも該当しないこと  
を誓約する書面を添えなければならない。  
又は探査測点等探査を行う位置を把握するた  
めに必要な事項。

八 その他回頭区域、予備調整区域、探査測線

第四十四条の四 法第二百条の二第二項第三号の探  
査の方法については、次に掲げる事項を記載し  
なければならない。

一 海域において行う探査にあつては船舶の詳  
細（探査に使用している警戒船等の船舶を含  
む。）

二 装置及び機器の詳細

三 その他、当該探査の方法を把握するために  
必要な事項。

第四十四条の五 法第二百条の二第二項第五号の經  
済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項と  
する。

一 当該探査の実施計画

二 寄港予定地及び日付

三 公共の用に供する施設若しくはこれに準ず  
る施設、文化財、公園又は温泉資源の保護に  
関する事項

四 農業、林業、漁業又はその他の産業との調  
整に関する事項

五 申請に係る探査が他人の鉱区で行われるも  
のの場合は、当該鉱区の鉱業権者との調整に  
関する事項

六 探査結果の取扱いに関する事項

（許可証）

第四十四条の六 法第二百条の二第三項の許可証  
は、様式第三十七に次に掲げる事項を記載するもの  
とす。

一 探査を行う区域の所在地

二 探査の期間

三 氏名又は名称及び住所

四 船舶の名称及び船舶番号

五 地震探鉱法又は第四十四条の一第一項各号  
に掲げる方法のうち該当するもの

六 許可の年月日及び許可番号

七 許可の条件

（許可証の再交付）

**第四十四条の七** 法第一百条の二第一項の規定により許可を受けた者の許可証が汚損され、又は失われ再交付を受けようとするときは、様式第三十八に付する申請書及び許可証が汚損された場合についてはその許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に返納しなければならない。

一 法第一百条の二第一項の規定により許可を受けた者（次に掲げるハの場合にあつては、その相続人消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあつては、発見した許可証）を経済産業大臣又は経済産業局長に返納しなければならない。）

イ 探査の期間内で探査を終了したとき。

ロ 法第一百条の五の規定により許可を取り消されたとき。

ハ 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。）し、又は解散したとき。

二 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（探査の方法に関する基準）

**第四十四条の八** 法第一百条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその附近で行う探査においては、当該探査によつて水管等が損傷を受けることがないよう適切な措置を講ずること。

二 申請の区域の危険防止のために必要な措置を講ずること。

三 当該探査を適確に遂行できる実施体制によるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該探査を適確に遂行する上で適切な実施計画によるものであること。

（探査の変更の許可の申請）

**第四十四条の九** 法第一百条の四第一項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十九による申請書を経済産業大臣に提出する手続的事項は次に掲げるものとする。

臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

い。

3 2 3 2 3

一 氏名又は名称及び住所  
二 許可の年月日及び許可番号  
三 変更の内容  
四 変更の理由

前項の申請書には、法第百条の二第二項第一号又は第四十四条の三第一項に掲げる事項に変更がある場合は、当該変更後の同項の図面を添えなければならない。

法第百条の四第一項の変更の許可を受けようとする者は、当該申請に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合は、当該申請の際に、許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、当該変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

(許可を要しない探査の軽微な変更)

法第百条の四第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 探査に使用する装置等の変更であつて、探査の装置が同種類でデータ取得範囲に大幅な変更がないもの

二 探査の期間の短縮

三 申請の区域の面積の減少又は十パーセント未満の増加

(探査の軽微な変更等の届出)

第四十四条の十一 法第百条の四第三項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第四十による届出書を経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 許可の年月日及び許可番号  
三 変更の年月日  
四 変更の内容  
五 変更の理由

前項の届出書には、前条第三号に掲げる事項に変更がある場合は、当該変更後の第四十四条の三第一項の図面を添えなければならない。

法第百条の四第三項の届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合は、当該届出の際に、許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

(探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

**第四十四条の十二** 法第百条の人第一項の合併又は分割の承認を受けようとする者は、様式第四十一による合併承認申請書又は様式第四十二による分割承認申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 申請者が法第百条の三第二号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

法第百条の八第一項の合併又は分割の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

(探査の許可を受けた者の相続の承認の申請)

**第四十四条の十三** 法第百条の九第一項の相続の承認を受けようとする者は、様式第四十三による申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三 申請者が法第百条の三第二号イ又はロのいづれにも該当しないことを誓約する書面

法第百条の九第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。(探査の結果の報告)

**第四十四条の十四** 法第百条の十一に規定する報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ(探査において得られた地質構造等の調査の結果(解析結果も含む)及びその記録)を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)を添えて行うことをとする。

一 探査の信頼性に影響を及ぼす疑いのある事項

二 その他必要な事項

**第五章 決定の申請及び意見の聴取の手続**

(決定の申請)

**第四十五条** 法第四十七条规定により決定の申請をしようとする者は、第四項の規定により決定の申請をしようとする

る者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、平面図及び断面図に分けて作成した鉱床の関係図並びにその説明書及び隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者又は重複鉱区の鉱業権者と協議した経過を記載した書面(協議することができなかつたときは、その理由書)を添えて、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所

二 隣接鉱区の一般採掘権者の氏名又は名称及び住所

三 当該鉱区及び隣接鉱区の所在地

四 当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の登録番号

五 申請の目的及び理由

六 対価及びその算出の基礎

一 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

二 当該鉱業権及び隣接鉱区又は重複鉱区の鉱業権の登録番号

三 当該鉱区及び隣接鉱区又は重複鉱区の所在地

四 当該鉱業権及び隣接鉱区又は重複鉱区の鉱業権の登録番号

五 申請の目的及び理由

六 対価及びその算出の基礎

一 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

二 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

三 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

四 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

五 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

六 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

七 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

八 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

九 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十一 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十二 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所

二 隣接鉱区の一般採掘権者の氏名又は名称及び住所

三 当該鉱区及び隣接鉱区の所在地

四 当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の登録番号

五 申請の目的及び理由

六 対価及びその算出の基礎

一 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

二 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

三 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

四 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

五 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

六 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

七 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

八 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

九 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十一 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十二 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十三 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

十四 前項の申請をする場合は、隣接鉱区の一般採掘権者並びに当該一般採掘権及び隣接鉱区の一般採掘権の抵当権者又は租鉱権者の数に応じた部数の申請書の副本を提出しなければならない。

除く。)に出席しようとする者は、書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

**第五十二条** 意見聴取会においては、まず、審査請求の場合にあつては、審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させ、その他の場合にあつては、議長が処分又は申請の要旨及び理由を説明しなければならない。

審査請求に係る意見聴取会に、審査請求人はその代理人が出席していなければ、審査請求書の朗読をもつてその陳述に代えることがでべき。

審査請求に係る意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができない。

この場合は、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを当事者及び利害関係人に通知し、かつ、公示しなければならない。

**第五十三条** 議長は、意見聴取会の期日及び場所を定め、これを当事者及び利害関係人に通知し、かつ、公示しなければならない。

議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

この場合は、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを当事者及び利害関係人に通知し、かつ、公示しなければならない。

**第五十四条** 議長は、意見聴取会の期日及び場所を定め、これを当事者及び利害関係人に通知し、かつ、公示しなければならない。

議長が記名押印しなければならない。

**第五十五条** 意見聴取会について、調書を作成し、当該事案の記録につづらなければならぬ。

前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

三 出席した当事者又はその代理人の氏名及び住所

四 出席した利害関係人又はその代理人の氏名及び住所

五 その他の出席者の氏名

六 その他の出席者の氏名

七 弁論及び陳述又はそれらの要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

当該事案については、参加人その他の出席者をもつて当該事案について利害関係があることを疎明した者およびこれらの代理人も、同様とする。

(鉱区等の調査の依頼)

**第五十七条** 法第百四十条第一項の規定により実地調査を依頼しようとする者は、次に掲げる事

見聽取会(法第百二十六条の規定によるもの)を

見聽取会へ出席を求めることができる。



添えて、経済産業局長に提出しなければならぬ  
い。 田嶋への返事は右下文書三三

- 二 重複鉱区の鉱業権者の氏名又は名称及び住所  
三 当該鉱区及び重複鉱区の所在地  
四 当該鉱業権及び重複鉱区の鉱業権の登録番号

5

- 施行法第十三條第四項の規定により決定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、法の施行の際追加鉱物を掘採する者又は追加鉱物の取得を目的とする土地の使用

1

- (未登記の土地については、土地台帳の謄本)、鉱床の説明書、土地の実測図及び鉱業権者と協議した経過を記載した書面を添えて、經濟産業局長に提出しなければならない。

1

- 五三四  
鉱業権者の氏名又は名称及び住所  
関係鉱業権の鉱区の所在地及び面積  
鉱業権の登録番号

17

- 行法第十二条第三項及び第十三条第五項で準用する法第四十七条第二項の規定による意見の聴取に準用する。

1

- 第二十一条第六号の規定は、平成元年四月一日から平成元年四月三十日までの間になされた法第二十一条第一項の規定による鉱業権の設定の出願、法第四十五条第一項の規定による探掘鉱区の増加又は増加及び減少の出願、法第五十条第一項又は第二項の規定による探掘鉱区の分割又は合併の出願、法第七十七条第一項の規定による租鉱権の設定の認可の申請、法第九十条の規定による決定の申請、法第六十六条第一項の規定による土地の使用又は収用の許可の申請並びに法第八十六条第一項の規定による実地調査の依頼（以下「出願等」という。）であつて工業標準化法に基づく表示許可申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令（平成元年政令第五十九号）第三条の規定による改正前の鉱業法関係手数料令（昭和二十六年政令第十六号）で定める額の手数料の納付がなされて

（施行期日）  
省令第三号）抄

附 則（昭和四二年一月三一日通商産業省  
令第一三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年八月二八日通商産業省  
省令第五八号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。たゞ  
し、第一条中第三十六条の改正規定は、土地収  
用法の施行の日から施行し、第一条中附則第十一  
項の改正規定、第三条および附則第二項の規  
定は、昭和二十六年一月三十一日から適用す  
る。

1 滅失鉱業原簿調製規則（昭和二十年商工省令  
第一号）は、廃止する。

附 則（昭和二八年八月一三日通商産業  
省令第三九号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年一二月二七日通商産  
業省令第六七号）  
この省令は、昭和三十一年二月一日から施行  
する。

附 則（昭和三四年三月三〇日通商産業  
省令第三四号）  
この省令は、昭和三十四年四月一日から施行  
する。

附 則（昭和三七年一〇月一日通商産業  
省令第一一三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の規定は、この省令の  
施行前にされた行政手の処分その他この省令の  
施行前に生じた事項についても、適用する。た  
だし、この省令による改正前の規定によつて生  
じた効力を妨げない。

この省令の施行前にされた異議の申立その他  
の不服申立てについては、この省令の施行後  
も、なお從前の例による。

附 則（昭和二六年三月八日通商産業省  
令第二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年四月三日通商産業省  
令第二三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年八月二八日通商産業省  
省令第五八号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。たゞ  
し、第一条中第三十六条の改正規定は、土地収  
用法の施行の日から施行し、第一条中附則第十一  
項の改正規定、第三条および附則第二項の規  
定は、昭和二十六年一月三十一日から適用す  
る。

14 (坑内実測図)  
附則第六項 (前項において準用する場合を含)

む。)の規定により採掘鉱区または租鉱区の表示が従前の例による表示となつてゐる採掘権をもつたは租鉱権に係る坑内実測図については、新規則第二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、附則第七項(前項において準用する場合を含む。)の規定による出願の区域もしくは鉱区または申請の区域もしくは租鉱区の表示の改訂により当該採掘鉱区または租鉱区の表示が新規則第三条の二の規定による表示となつてゐる採掘権または租鉱権に係る坑内実測図については、この限りでない。

(旧規則の規定による処分等の効力)

この省令の施行前に法および改正前の鉱業法施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この省令中にこれに相当する規定があるときは、この省令によつてしたものとみなす。

附 則 (昭和四二年一二月一三日通商産業省令第一六四号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした土地または水の使用に関する権利の使用または収用の申請については、改正後の鉱業法施行規則第三十五条の二(同規則第三十七条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

附 則 (昭和四四年六月三日通商産業省令第四七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一三日通商産業省令第五四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三日通商産業省令第二八号)

1 この省令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前になされた鉱業権の設定又は変更の出願については、改正後の鉱業法施行規則(以下「新規則」という。)第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3  
この省令の施行前になされた鉱業権の設定の出願（第三条の二の平面直角座標系によるもの）を除く。）に係る鉱業出願地の変更の出願の区域の表示については、新規則第四条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることで

附 則（昭和五十七年四月三〇日通商産業省令第一四号）  
この省令は、昭和五十七年五月一日から施行する。  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二八日通商産業省令第九号）  
この省令は、平成元年七月一日から施行する。

附 則（平成元年七月一日通商産業省令第二号）抄  
(施行期日)  
（施行期日）  
この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二六日通商産業省令第一一一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄  
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日通商産業省令第二七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月三一日通商産業省令第三〇四号）  
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一一年一月二〇日通商産業省令第一八四号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一月二九日経済産業省令第二二二号）  
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第五十八条の五の次に一条を加える改正規定（第五十八条の六第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

(施行期日) 第二条 この省令の施行前にした鉱業権の設定又は変更の出願については、なお従前の例による。  
この省令の施行前にした鉱業権の設定又は変更の出願については、な  
お従前の例による。

3 この省令の施行の際現に試掘権の設定の出願をした者が、当該試掘出願地と重複してその目的となつてある鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として、この省令の施行後、採掘権の設定又は変更の出願をする場合（その出願の区域の一部が改正後の鉱業法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の二の規定による表示となつてある試掘鉱区又は試掘出願地に係る場合及び新規則第三条の二の規定による表示となつてある採掘鉱区又は採掘出願地についての変更の出願をする場合を除く。）における当該出願の区域の表示については、なお従前の例による。この省令の施行の際現に採掘権の設定の出願をした者が、当該採掘出願地と重複してその目的となつてある鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として、この省令の施行後、試掘権の設定又は変更の出願をする場合（その出願の区域の一部が新規則第三条の二の規定による表示となつてある採掘出願地に係る場合及び新規則第三条の二の規定による表示となつてある試掘鉱区又は試掘出願地についての変更の出願をする場合を除く。）における当該出願の区域の表示についても、同様とする。

4 この省令の施行の際現に存する試掘鉱区又は前項の出願に基づき設定された試掘鉱区の試掘権者が、当該試掘鉱区と重複してその目的となつてある鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として、この省令の施行後採掘権の設定又は変更の出願をする場合（その出願の区域の表示についても、同様とする。

部が新規則第三条の二の規定による表示となつてゐる試掘鉱区又は試掘出願地に係る場合及び新規則第三条の二の規定による表示となつてゐる採掘鉱区又は採掘出願地についての変更の出願をする場合を除く。における当該出願の区域の表示については、なお従前の例による。

**鉱区の表示等)** 第三條 この省令の施行の際現に存する鉱業権又は前条の出願に基づき設定若しくは変更された鉱業権の鉱区(当該鉱区について変更の出願をする場合における出願の区域を含む。)の表示については、新規則第三条の二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

経済産業局長は、前条及び前項の規定により従前の例によつてその区域又は鉱区の表示をし出願又は鉱業権について、その表示に加えて新規則第三条の二の規定による表示をすることができる。

経済産業局長は、前項の規定により新規則第三条の二の規定による表示をしようとするときは、当該表示の内容を当該出願をした者又は当該鉱区の鉱業権者に通知し、相当の期限を付して意見書を提出する機会を与へなければならぬない。

第二項の規定によりその鉱区につき新規則第三条の二の規定による表示がされた鉱業権については、前条第四項及び第一項の規定は、適用しない。

(租鉱権)  
第五条 附則第三条第一項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定により採掘鉱区又は租鉱区の表示が従前の例による表示となつてゐる採掘権又は租鉱権に係る坑内実測図については、なお従前の例による。ただし、附則第三条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその出願の区域若しくは鉱区又は申請の区域若しくは租鉱区につき新規則第三条の二による表示がされた採掘権又は租鉱権に係る坑内実測図については、この限りでない。



様式第4（第7条第1項関係）

様式第5（第8条第1項関係）

様式第6（第8条第2項関係）

株式会社名（全商号又は略称）	（略称の場合は、本店の名称を併記せよ）
登録の支所の取扱い上場の地	（略称の場合は、本店の名称を併記せよ）
年月日	
西日本実業興業	
株式（略称等の号）	
発行（株式等の号）	
支拂（支拂の号）	
下記のとおり、証（證）提出個人の社員の承認（承認書）を取るので、請求出ます。	
記	
1 証券番号	
2 日期	
3 申請者（持主）の住所	
4 申請者（持主）の職業	
5 申請者（持主）の年齢	
6 証（證）持主の氏名、凡ては本名	
7 申請者の連絡先の記入欄	
8 その他、証（證）提出する事項を記入せよこと。	

様式第6の1（第8条第3項関係）

様式第7（第12条第1項関係）

様式第8（第12条の2関係）

様式第9（第13条関係）

様式第10（第14条第1項関係）

株式会社(法的基準) 岩谷屋	(登記番号) 100-1000000-00000
取扱区域	日本
販賣店別	年月日
販賣店名	店名
下記の範囲について、販賣の分離を行なうので、販賣及び製造 (販賣に付随する製造の実態)を、販賣とし、製造とし、 販賣	
1 販賣店の登録番号	
2 設立の年月日	
3 設立の場所	
4 設立の地区	
5 設立の区域	
6 設立の場所	
① 設立の場所	
② 設立の場所	
③ 設立の場所	
④ 設立の場所	
7 設立の区域	
被申請者の責任(販賣の事にご用心を)	
被申請者の責任(販賣の事にご用心を)	

様式第11(第14条第1項関係)

様式第12（第14条第2項関係）

表記12 (表)小字(地区別)登録票(地図用)(小字、町名別登録用)		入 出 入 登 録
都道府県区分と合併村		年 月 日
<b>新規開拓用 記</b>		
<b>地籍登記用 記</b>		
下記の範囲について、既開拓区域の割合が50%未満の場合は、以下に記入して、既開拓区域(既に開拓した区域)、既開拓区域(既に開拓した区域)を記入して登録(既開拓区域の割合が50%以上である場合は、既開拓区域(既に開拓した区域)を記入して登録)の手順で、登録します。		
記		
1. 開拓する区域 (新規開拓) ① 地籍登記の登録番号 ② 積石の登録番号 ③ 積立の登録番号 ④ 積立の子登記番号 ⑤ 積立の子登記登録番号(新規開拓の場合はここに記入) ⑥ 地籍登記の登録番号(既開拓区域の場合はここに記入)		
2. 申請する区域 (新規開拓の区域) ① 地籍登記の登録番号 ② 積石の登録番号 ③ 積立の登録番号 ④ 積立の子登記番号 ⑤ 積立の子登記登録番号(既開拓区域の場合はここに記入) ⑥ 地籍登記の登録番号(既開拓区域の場合はここに記入)		
3. 登記する区域 (既開拓区域) ① 地籍登記の登録番号 ② 積石の登録番号 ③ 積立の登録番号 ④ 積立の子登記番号 ⑤ 積立の子登記登録番号(既開拓区域の場合はここに記入) ⑥ 地籍登記の登録番号(既開拓区域の場合はここに記入)		

様式第12の1(第14条の2第1項関係)

④新規開拓と既存地帯 (以下新規開拓地と既存地帯の別によること)  
⑤既存地帯と既存地帯 (以下既存地帯に係る既存地帯の別によること)

※ 合成した区域

- イ その区域の所在地
- ロ その区域の合意範囲
- ハ 目的とする監視の範囲

備考

- 1 分割及び合併時の既存の面積が350ヘクタールを超える場合には、その理由を記載すること。
- 2 その他は、機密保護の趣旨を考慮し、もと目録とする。

第式第12号(1) (第16の2第1項に規定する「被相続人」を含む)の申込書		個人登記
被相続人の登記申請		
年 月 日		
前項後半句	被相続人	登記申請者
	氏名(被相続人)	氏名(登記申請者)
	性別(被相続人)	性別(登記申請者)
	年齢(被相続人)	年齢(登記申請者)
	住所(被相続人)	住所(登記申請者)
	電話番号(被相続人)	電話番号(登記申請者)
下記のとおり、被相続人の動産の登記申請を受けたので、該登記を受けて、申請する。		
記		
1.	被相続人の登記番号	
2.	登記の種類	
3.	登記の区域	
4.	付帯する登記の内容	
1. 被相続人の登記番号: 2. G, 6, T, 8, 9, 10, 11, 12, 13登録する。		
2. 登記の種類: 被相続人の登記の範囲を記載せよこと。		

様式第12の2（第14条の3関係）

模式第12の(3)(断面の5箇所)		測定部位	測定方法	参考文献
枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条
枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条
枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条
枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条	枝根その他の一部枝条

様式第13の1 (第22条の2第1項関係) (第22条の2第1項)  
特定期限での(第1回)届出の設定申請  
年 月 日

特許権者大臣又は特許審査官長 殿  
住所 (郵便番号) 〒  
氏名 (姓) 中嶋 勉  
氏名 (姓) 佐々木 公  
氏名 (姓) 田中 一郎  
氏名 (姓) 伊藤 伸一  
下記の記載について、(第1回)通報の設定が受け付けて、審査料の徴収及び料金を支払って、申請します。  
記載  
1 特許の登録の有無  
2 特許の区域の有無  
3 特許に対する特許登録の有無  
備考  
1 特許登録の請求をし、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に準ずる。  
2 特許登録の請求をせしめ、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に准ずる。  
3 同上に特許する特許の公表又は特許の登録料金を支払つた場合は、特許登録料金に中止することとし、その旨の記載に係る欄は、その記載の所合地を管理する機関に記載を差し、申請をすること。

様式第13の2 (第22条の2第2項、第22条の3第1項)  
特定期限の申出  
年 月 日

住所  
氏名 (姓) 鈴木 勉  
氏名 (姓) 佐々木 公  
氏名 (姓) 田中 一郎  
氏名 (姓) 伊藤 伸一  
1 特許登録の請求をし、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に準ずる。  
2 特許登録の請求をせしめ、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に准ずる。  
3 特許登録する特許の公表又は特許の登録料金を支払つた場合は、特許登録料金に中止することとし、その旨の記載に係る欄は、その記載の所合地を管理する機関に記載を差し、申請をすること。

様式第13の3 (第22条の4第1項)  
特定期限による特許権による特許権の設定申請  
年 月 日

特許権者大臣又は特許審査官長 殿  
住所 (郵便番号) 〒  
氏名 (姓) 中嶋 勉  
氏名 (姓) 佐々木 公  
氏名 (姓) 田中 一郎  
氏名 (姓) 伊藤 伸一  
下記の記載について、特許権の設定が受け付けて、審査料の徴収及び料金を支払つた場合は、特許権による特許権の設定申請を提出すること。  
記載  
1 特許登録の請求をし、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に準ずる。  
2 特許登録の請求をせしめ、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に準ずる。  
3 同上に特許する特許の公表又は特許の登録料金を支払つた場合は、特許登録料金に中止することとし、その旨の記載に係る欄は、その記載の所合地を管理する機関に記載を差し、申請をすること。

様式第13の4 (第22条の4第3項)  
特定期限の申出  
年 月 日

住所  
氏名 (姓) 鈴木 勉  
氏名 (姓) 佐々木 公  
氏名 (姓) 田中 一郎  
氏名 (姓) 伊藤 伸一  
1 特許登録の請求をし、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に準ずる。  
2 特許登録の請求をせしめ、1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13に準ずる。  
3 特許登録する特許の公表又は特許の登録料金を支払つた場合は、特許登録料金に中止することとし、その旨の記載に係る欄は、その記載の所合地を管理する機関に記載を差し、申請をすること。

株式第2の譜号1、6、7、8、9、10、11、13に準ずる。

株式会社 第1回(各号の第2回)第6回(各号の第3回) 第7回(各号の第4回) 第8回(各号の第5回)	
事業主の申請	
年	月 日
直営店大又は販賣業者等の登録	
登録者名 品種名 及び販賣物	
以下記載の事項について、事業者の立派な運営を希望いたてて、申請します。	
記入欄	
1 証明書の登録番号	
2 設立の年月日	
3 目的とする販賣の品名	
4 組合員の登録番号	
5 本店の登録番号	
6 本店の年月日	
7 事業地の範囲	
年	月 日から
年	月 月まで
事業主の顔写真	

様式第13(請求書の第2種)の規定による		印
請求書用箇欄		年月日
経営業者(本店)は経営業者と見解		
不		
経営業者 姓氏又は店名		
以下の事項について、既に承認した事項を記載して置けます。		
是		
1 事業の取扱い分野		
2 会社の所在地		
3 他の下記の取扱いの各項		
4 事業の運営形態		
5 事業の開設年月日		
6 事業責任者と其の年月日		
7 事業責任者の年齢		
年月日		年月日
8 事業実績年月日		

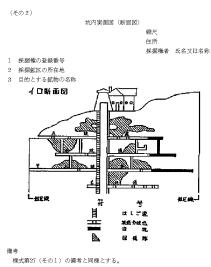


様式表第21(図面の各部名) (中間仕事手帳、令和、令和新規手帳、一般規格)		入 庫 登 録
記入欄		
販売店支店名又は販売業者名		年 月 日
出荷		
販売業者名又は販売業者名		
下記の要領について、動物の各部の種類を記入のうえ、販売額を記入して、領印を押す。		
記		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 赤鶴の頭部等</li> <li>2. 鮭の頭部等</li> <li>3. 鮭の頭部等を受取る販売名</li> <li>4. 販売額(記入するとき上記の記入欄)</li> </ol>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 横浜市立の頭部等、4に記入する。</li> </ol>		

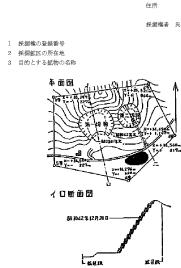
株式会社(運送会社名又は店舗名)		(運送会社名又は店舗名の略称、又はその他の名称)
販賣代理人名前		
販賣代理人又は販賣受取人名前	性別	年 月 日
販賣代理人又は販賣受取人名前	記入者番号	
販賣代理人又は販賣受取人名前	住所	
販賣代理人又は販賣受取人名前	電話番号	
販賣代理人又は販賣受取人名前	販賣業者 死亡又は名称 記入	
下記のとおり、販賣代理人を基準にして、記入せよ。		
1 被記入者の登録番号		
2 本店の所在市町		
3 当初の付与した就業登録の名称		
4 領印の名称		
5 事業登録人、 事業登録番号、 登記事項	登記及び登名	
6 本店の開設年月日		
7 備考		
被記入者の登録番号に無記入する。 被記入者の登録番号に記入する。		

株式会社(並びに2事業所)		(本店の所在地、本店の名称、本店の電話番号等)
新規大変入販部		
年 月 日		
西新井大通り又は経営実業会員登録	登録料	新規
	新規登録者	新規登録者名前
下記のとおり。新規大変入販を変更したので、登録料を支払う。		
記		
1. 新規登録の登録番号		
2. 变更の登録番号		
3. 目的とする販売組織の名称		
4. 登記の住所	東京都足立区足立1-1-1	
5. 取扱いの商品	自動車及び其の部品	
6. 新規大変入販人	新規登録氏名	新規登録氏性別
7. 委任の範囲		
本登録の登録者に異議を有さない。		
1. 本登録の登録者に異議を有さない。		
2. 本登録の登録者に異議を有さない。		
3. 本登録の登録者に異議を有さない。		
4. 本登録の登録者に異議を有さない。		
5. 本登録の登録者に異議を有さない。		
6. 本登録の登録者に異議を有さない。		
7. 本登録の登録者に異議を有さない。		

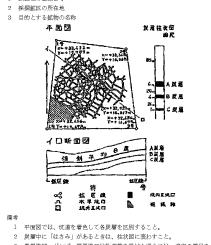




（その3）  
秋吉実業団（露天炭鉱山等）  
細尺



（その4）  
伏石実業園（石井又社長伏山）  
鹿児  
住所  
採掘者　氏名又は名前



様式第28（第59条関係）

様式第二十九から様式第三十四まで 削除  
様式第35(第44条の3第一項関係)

第 1 号	
証明書第14条の規定による登記証明書	
略名及び氏名 年 月 日	
 等 契 約 真	年 月 日登
	年 月 日登 (年間有効)
抵当権登記 (延長登記要旨) 同	

様式第35(第44条の3第1項関係)(平成4年9月1日以後)  
 授業名行方不明の区域を表示する図面(世界地図表)  
 縮尺  
 年 月 日  
 住所  
 申請者 氏名又は名称



参考書、(国の)編纂権、境界線  
青色……川原、荒野、沼泽、海沿  
かつて……道  
黒色……△角丸、等高線  
6月は上、賞賛、和紙、台帳収その他の見聞保存に邁したものを用いること  
7. 記述には、何回シング、ガーネル（赤水か黒水を散策したものを称す）、また、基盤、地盤のことを、又は新しくいるもの用いること。  
8. 箱舟は、重箱にして、因縁に上書きすること。  
9. 地理区域、学術調査課題、保健医療社会政策課題等検討を行なう位置を把握するために必要な情報を収集すること。

様式第37(第44条の4様式) (平成21年1月版)	
選舉投票用紙	
氏名 氏名又は名称	
候補者第300条の2第1項の旨を受けるべきであることを記す。	
候補者大河内又は選舉投票用紙	
普通投票用紙	
郵便投票用紙	
秘密投票用紙	
自動投票用紙	
郵便投票用紙	
秘密投票用紙	
選舉投票用紙又は選舉投票用紙を複数枚提出する場合は、この欄に該する投票用紙の枚数を記入する。	
普通投票用紙	

備考  
1 株式第2の備考欄に準ずる。  
2 船舶の名称、船舶番号については、海港における検査についてのみ記載をすること。

様式第33(第44号の7第1号用)		(平成20年2月・令和2年2月改定)
許可交付交付申請書		
		年月日
自衛隊大臣又は既成産業振興局 殿		
依頼 申請者、見名又は名称		
下記のとおり、該法施行規則第44条の7第1号の規定により、許可證の再交付を受けたので申します。		
記		
1 許可の年月日及び許可番号		
2 再交付の理由		
備考		

様式第39（第44条の9第1項関係）（内閣令第2・56、昭和2年6月1日施行）  
賃貸契約の解除書 年 月 日  
賃料請求大口又は賃料変更処理 総務課  
内閣令 第44条の9第1項  
下記のとおり、総務課第1006号の第1項の規定により、賃料の変更の許可を受けたものと申します。  
記  
1 变更の年月日及び許可番号  
2 変更の内容  
3 変更の理由  
備考  
1 この申請書には、変更1006号の2第2項第1号又は第44条の4第1項第2号に該する事項の変更がある場合、総務課第1006号の5第1項の規定によ  
るものとし、  
2 申請書の書き込み及び様式第301の書き込みに準ずる。

様式第40（第44条の11第1項関係）（内閣令第2・56、昭和2年6月1日施行）  
賃料の変更の承認書 年 月 日  
賃料請求大口又は賃料変更処理 総務課  
内閣令 第44条の11第1項  
下記のとおり、賃料の解説の変更をしたので、変更法第301号の規定の規  
定により、届け出ます。  
記  
1 变更の年月日及び許可番号  
2 变更の内容  
3 变更の理由  
備考  
1 この届出書には、賃料の内訳を変更する事項に変更がある場合は、総務  
課第1006号の第1項の規定によること。  
2 様式第301の書き込み及び様式第301の書き込みに準ずる。

様式第41（第44条の12第1項関係）（内閣令第2・56、昭和2年6月1日施行）  
合併承認書 年 月 日  
賃料請求大口又は賃料変更処理 総務課  
内閣令 第44条の12第1項  
下記のとおり、総務課第1006号の第1項の規定により、合併の承認を受けた  
もので、開示書類を提出して、申請します。  
記  
1 合併による賃料請求大口又は合併後を継ぐ法人若しくは合併により設立され  
た法人の名称  
2 合併の年月日及び許可番号  
3 合併の内容  
備考  
1 この申請書には、合併の内訳の変更及び合併議議が他第1006号の書き込みに該  
当しないことを明確にする書類を添えよること。  
2 申請書の書き込み及び様式第301の書き込みに準ずる。

様式第42（第44条の12第1項関係）（内閣令第2・56、昭和2年6月1日施行）  
分割承認書 年 月 日  
賃料請求大口又は賃料変更処理 総務課  
内閣令 第44条の12第1項  
下記のとおり、総務課第1006号の第1項の規定により、分割の承認を受けた  
もので、開示書類を提出して、申請します。  
記  
1 分割の内訳の変更及び合併議議が他第1006号の書き込みに該  
当しないことを明確にする書類を添えよること。  
2 申請書の書き込み及び様式第301の書き込みに準ずる。

様式第43（第44条の13第1項関係）  
相続手続申込書  
年 月 日  
相続承受大又は相続承受者 様  
住所  
相続者 及び立替者の  
下記の通り、被相続人(おおじゆくにん)の死後1ヶ月以内に被相続人の財産  
のうち、現物を譲り受けて、申請します。  
記  
1 相続者の氏名(けいめい)  
2 被相続人の氏名(けいめい)  
3 現物の年月日及び所在地  
4 現物の説明  
備考  
1 この申請書には、平賀謙、相続人(けいめい)は上記を除いて、その全員  
が被相続人の財産を相続する旨を記載する。被相続人の財産を相続する者は、  
その全員の同意及び申請の意思の有無の確認のうえ、被相続人の財産を相続する  
ことを目的とする書類を提出すること。  
2 被相続人の譲り受け及び被相続人(けいめい)の譲り受けに準ずる。

様式第44（第44条の14関係）  
相続承受報告書  
年 月 日  
相続承受大又は相続承受者 様  
住所  
相続者 氏名又は名称  
下記のとおり、被相続第100条の11の規定により、相続承受及びデータを記録した電動的  
記録機器を用いて、相続の結果を報告します。  
記  
1 税引の年月日及び可否  
2 認査を行つた区域の所在地  
3 認査の年月日  
4 認査の合意性に影響を与すやすいある事項  
5 その他必要な事項  
備考  
様式第43の備考及び様式第13の1の備考に準ずる。